

基金条例の廃止・制定について

1 「入間市国民健康保険財政調整基金条例（案）」について

平成 30 年度からの国保広域化に伴い、県へ納付する国民健康保険事業費納付金に支払金不足が生じた場合などに、充当可能な基金を設置する必要があります。

また、現在設置している「入間市国民健康保険の保険給付費支払基金」では、支払金不足への充当範囲が保険給付費に限定されていることから、国保広域化後の支払金不足に対応することができません。

このことから、国保財政の安定化を図り、もってその健全な運営に資するため、「入間市国民健康保険財政調整基金」を新たに設置するものです。

なお、「入間市国民健康保険財政調整基金」の設置に伴い、「入間市国民健康保険の保険給付費支払基金」は、廃止します。

○ 平成 30 年 4 月 1 日から施行

2 「入間市国民健康保険高額療養費つなぎ資金貸付基金条例を廃止する条例（案）」について

「入間市国民健康保険高額療養費つなぎ資金貸付基金」は、医療機関での高額療養費に係る一部負担金（窓口負担）の支払いが困難な者に対して、その支払いに必要な資金の貸し付けを行うため、平成 11 年度に設置しました。

高額療養費に係る限度額適用認定証の交付は、従来、医療機関での入院に限られていましたが、平成 24 年度の制度改正により、入院以外に係るものについても交付することとなり、医療機関等での一部負担金に係る高額療養費のすべてが現物給付化（窓口負担不要）されました。

この制度の拡充に伴い、平成 24 年度以降は当該基金による貸し付けはなく、高額療養費に係る一部負担金の支払いに必要な資金を貸し付ける必要がなくなったことから、「入間市国民健康保険高額療養費つなぎ資金貸付基金条例」を廃止するものです。

○ 平成 30 年 4 月 1 日から施行

※ 平成 23 年度の 1 件、64 千円（年度内に償還済）を最後に、6 年以上貸し付けの実績がなく、未償還額もありません。

※ 当該基金条例の廃止に伴い、「入間市国民健康保険高額療養費つなぎ資金貸付基金条例施行規則」についても、廃止します。

◎ 以上、二つの条例（案）を、市議会 3 月定例会に提出します。